

議案第 8 号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

1 提案理由

外国語指導助手の特別休暇（子の看護）に係る対象年齢の拡大及び、特別休暇のうち現行では無給の休暇とされている保育時間、子の看護休暇等、短期介護休暇及び骨髄等ドナー休暇が有給化されるため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）
第 1 5 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

東広島市教育委員会
教育長 市場 一 也

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則（平成29年東広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。</p> <p>(1)－(10) 略</p> <p>(11) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が定めるものへの参加をすることをいう。）をする</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。</p> <p>(1)－(10) 略</p> <p>(11) <u>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p>

ため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(12)－(22) 略

2 前項第1号から第11号まで、第14号及び第17号から第22号までの特別休暇は有給とし、同項第12号、第13号、第15号及び第16号の特別休暇は無給とする。

(12)－(22) 略

2 前項第1号から第9号まで及び第18号から第22号までの特別休暇は有給とし、同項第10号から第17号までの特別休暇は無給とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。